


今週の専門用語



相続税の共同申告書

同一の被相続人から相続により財産を取得した者が2人以上いる場合に、その財産を取得した者が共同して提出することができる申告書のこと（相法27⑤）。相続税法施行令7条では、相続税の共同申告書を提出する場合には各申告者が連署すべきことを規定しているが、納税申告書である限り、この場合でも各申告者は申告書に押印する必要がある（通則法124）。なお、申告書を共同で作成して提出することができない場合には、相続により財産を取得した者が別々に申告書を提出することもできる。


減資払戻し限度額規制

減資を行う際に、「資本の減少額－資本の欠損補填額」を超えて株主に出资の払戻しを行うことを禁じるもの。この規定は、債権者保護の観点から旧商法375条に設けられていたが、会社法創設に伴い廃止されている。これは、会社法上、資本金の減少額を株主に直接払い戻すことはできないこととされたため。現行会社法では、株主への出資払戻しは、①資本金の剰余金への振替え、②剰余金の配当の2つの取引に分解され、株主への払戻しは「剰余金の配当」しか存在しない。


区分経理対応の請求書保存方式

軽減税率制度を導入する場合には、適正な税額計算のために区分経理が必要になる。与党税制協議会で公明党が求めている区分経理対応の請求書保存方式とは、売手に対し区分記載請求書等（軽減品目に印を付した上で税率毎に取引金額を記載）を交付し、その上で保存も義務付けるもの。商品毎の税額の記載は求められていない点でEJ型のインボイス方式よりは事業者負担は少ないとされるが、免税事業者が新たに請求書を発行することが義務付けられるなど、事務処理への対応が困難との声強い。

◆税務訴訟を手掛ける弁護士によると、税務訴訟においては、裁判官が理解しやすい理論の組み立てや説明も重要だという。税務訴訟を担当する裁判官が必ずしも税務のスペシャリストとは限らないからだ。特に、税務を業とする専門家でも難解と感じるような税法の細かな規定や解釈が絡む案件となると、裁判官にとっても理解のハードルは決して低くないだろう。◆国税不服審判所の審判官の過半数が民間出身者という時代に、税務当局出身者を裁判官にするわけにはいかない。日本の税務訴訟が成熟していくためには、税務に強い裁判官の養成も重要な課題と言えるのではないだろうか。（Q）

週刊T&Amaster 第612号

2015年10月5日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp